

2022年4月25日

リ・ジェネレーション株式会社

代表取締役 尾端 友成 殿

写し送付先：あかつき総合法律事務所

弁護士 谷口 琢哉 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太田 洋

同 佐々木 秀

同 石崎 泰 哲

同 山本 晃 久

同 瀬川 堅 心

質 問 状 (3)

前略 当職らは、本日（4月25日）、貴社より受領した4月22日付け「回答書」（以下「回答書」といいます。）につき、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、以下の各事項について、貴社によるご回答を求めます。また、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主（金融商品取引法163条1項）に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示するべきであると考えており、速やかに、今月21日付け「再質問状」（なお、同再質問状は、今月15日付け「質問状」と同様に、今月21日バイク便で即日ご送付申し上げます。）にもご回答頂きますようお願いいたします。

なお、状況に鑑み、貴社の大量保有報告書の事務上の連絡先である、あかつき総合法律事務所の谷口琢哉弁護士にも写しを送付させていただきます。タイムリーな情報提供の観点から、書面をご送付頂く際には、郵送頂くとともに、併せて、当事務所に対してファクシミリ送信（03-6250-7200）を頂きますようお願いいたします。貴社の回答書は4月22日付けであるものの、当職らが郵送で受領したのは本日25日となってしまいましたので、上記のとおり郵送と併せて当事務所に対してファクシミリ送信も頂きますようお願いいたします。

また、本書面及びご回答に関しては、東京証券取引所その他関係機関からの指導により、当社が公表をすることがあり得る点につき、予めご承知おきください。

1 4月14日付け大量保有報告書及び変更報告書（変更報告書1）の期限後提出の理由について

貴社は、4月14日付けで提出した大量保有報告書及びその変更報告書（変更報告書1）につき、その報告義務発生日がそれぞれ本年3月28日及び3月29日であるにもかかわらず、報告義務発生日から5営業日以内の提出を求める金融商品取引法の規定（27条の23第1項及び27条の25第1項）に違反して提出した理由に関し、「当社が、貴社の株式を取得し、大量保有報告義務が発生した時点において、弊社は本店所在地及び役員に関して変更登記手続中であり、E D I N E Tコード取得に際し必要となる登記簿謄本等を取得することができませんでしたので、登記完了後速やかに大量保有報告書を提出致しました」と回答されておられます。しかしながら、貴社の商業登記によれば、令和4年3月30日付けで登記がなされているため、登記申請は令和4年3月30日に行われたものと解されます。したがって、上記報告義務発生日にはまだ変更登記手続中ではなかったと解されますので、遺憾ながら、貴社のご説明には矛盾があると考えざるを得ません。

この点も踏まえて、今一度、4月14日付け大量保有報告書及び変更報告書（変更報告書1）の期限後提出の理由をご説明ください。

なお、貴社の本店所在地及び代表取締役の変更が回答書に記載のとおり令和4年3月12日に行われたのであれば（加えて商号変更も同日に行われたと認識しております。）、速やかに当該変更を登記することで、いずれにせよ変更後の内容でE D I N E Tコードを取得することも十分に可能であったものと解され、この点も踏まえて、金融商品取引法違反の報告遅延がなされた理由につき、当社の一般株主の皆様にも納得が得られるようにご説明ください。

2 登記の申請期限を徒過した理由について

そもそも貴社の本店所在地及び代表取締役の変更が回答書に記載のとおり令和4年3月12日に行われたのであれば（加えて商号変更も同日に行われたと認識しております。）、登記申請期限は同月27日であった（会社法915条1項、911条3項3号、14号）かと存じます。しかしながら、上記のとおり、貴社の商業登記によれば、令和4年3月30日付けで上記の登記がなされているため、実際にはこれらの登記申請は令和4年3月30日に行われたものと解されます。

したがって、貴社はこの点に関しても法令違反を行っていたことになりますが、貴社は、「過去10年間における法令違反行為等」は「ありません」と回答され、また、「当社の法令遵守体制に問題はございません」と回答されておられます。それ故、①上記登記義務の懈怠についてどのような理解をされているのか、また、②どのような事情により、登記申請が遅延したのか、その理由も書面を以って具体的にご説明くださ

い。

3 財務内容の不開示及び決算公告の不履行の理由について

(1) 貴社は、貴社の財務内容に関して、「非開示とさせていただきます」と回答されておられますが、ご案内のとおり、株式会社であって、官報を公告方法とされている貴社は、会社法上、定時株主総会后遅滞なく、貸借対照表の要旨を公告することが求められており（会社法440条2項）、全くの非開示とされるべき正当な理由はなく、貴社の実態及び今後の当社との関係について貴社がどのようにお考えであるかを当社の一般株主の皆様が把握するに当たって、情報開示が不十分であると考えておりますので、再度、財務内容の開示を求めます。

(2) また、上記のとおり、貴社は、貸借対照表の公告義務を負うところ、官報を検索できるデータベースを用いて、貴社の現商号で検索しても、旧商号（イノプライズ）で検索しても、旧々商号（N&Mマネジメント）で検索しても、全く決算公告が見当たりません。したがって、貴社はこの点に関して法令違反を行っていたのではないかと存じますが、貴社は、「過去10年間における法令違反行為等」は「ありません」と回答され、また、「当社の法令遵守体制に問題はございません」と回答されておられます。①決算公告義務の懈怠の有無、②仮に懈怠されている場合には、上記ご回答との関係で当該懈怠についてどのような理解をされているのか、及び③どのような事情により懈怠されてきたのか、その理由につきましても書面を以って具体的にご説明ください。

4 その他のご回答について

当職らより貴社に対して送付した2022年4月15日付け「質問状」に記載の各質問に対する回答書に記載された貴社の回答は、貴社の実態及び今後の当社との関係について貴社がどのようにお考えであるかを当社の一般株主の皆様が把握するに当たって、不十分であると考えておりますので、以下の各質問にお答え頂きますようお願いいたします。

(1) 質問（5）に関して、回答書では、「現時点では、今後の株主取得の具体的方針はありません」（原文ママ）と回答されておられますが、今後追加の株式取得をする意思はないという回答と理解してよいか、ご確認ください。

(2) 質問（6）に関して、回答書では、「当社は、貴社との御面談を希望しております。当社が検討している重要提案事項に関しましては貴社との面談時にご説明差し上げたいと存じます」と回答されておられますが、当社といたしましては、貴社と面談をすることは差し支えございませんので、面談の目的、貴社が検討

している重要提案行為の概要を書面を以ってご連絡ください。当該書面の内容を踏まえ、当社より、面談の日時、場所等についてご連絡いたします。なお、当社は、5月に決算発表を控えており、日程調整に当たっては、貴社が検討している重要提案行為の概要も踏まえて、決算情報管理上の配慮を行う必要もある点にはご留意ください。

(3) 質問(8)に関して、貴社は、「当社は、第三者(貴社が、2022年4月15日付け質問状及び同月20日付けリリース「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」において指摘する布山高士氏や、その他の貴社株式を取得した個人を含みます。)と意を通じて、実質的に共同して当社株式の買付けを行っているという事実はございません」と回答されておられますが、既にご指摘申し上げておおり、貴社による取得時期・買い上がり方、布山氏による取得時期・買い上がり方の客観的な近接性・連関性に鑑み、俄かに信じ難いばかりか、貴社代表者が唯一の取締役兼代表取締役として経営されているプラスワンホールディングス株式会社は、布山氏から株式会社アジアゲートホールディングス(以下「アジアゲートホールディングス」といいます。)がNC MAX WORLD株式会社株式を取得した際の資金をアジアゲートホールディングスが調達した第三者割当増資(新株式発行の払込期日及び新株予約権の割当日は、いずれも2022年1月14日)に応じた株式会社エム・クレドから、当該第三者割当増資直後(同年1月28日)に、アジアゲートホールディングス株式を譲り受けており、しかも、この際にプラスワンホールディングス株式会社と同時にアジアゲートホールディングス株式を譲り受けた者は、今回、貴社が当社株式を取得する資金の提供を受けた合同会社STAND UP GROUPの出資者(社員)2名です。このような、貴社と布山氏との当社株式取得以外における密接な関係に鑑みれば、当社の疑念も極めて合理的であると考えております。

つきましては、貴社と布山氏とのご関係について、改めて、詳細を具体的にご説明ください。

なお、本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らに対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛としていただけますようお願いいたします。

草々